

飼っている犬猫に マイクロチップを装着しましょう ～情報登録の手続きも忘れずに～

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日からマイクロチップに関する新たな制度が始まりました。

- 飼い主の皆様が飼っている犬猫に対しマイクロチップを装着するよう努めることが規定されました。
- 飼っている犬猫にマイクロチップを装着した場合は指定登録機関への情報の登録手続きが必要です。
- マイクロチップが装着された犬猫を購入した場合又は譲り受けた場合は、指定登録機関へ情報の変更登録の手続きが必要です。

<マイクロチップとは>

生体適合ガラスで包まれた15桁の番号が記憶された電子機器（直径1.4mm×長さ8.2mm程度）です。

動物病院で獣医師などが専用の注入器で皮下に埋め込み、専用の読み取り器で番号を読み取ります。



<マイクロチップ装着のメリット>

マイクロチップが装着されると、脱落のおそれがないため、ペットの身元証明となり、迷子や災害などで飼い主と離ればなれになっても飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。

マイクロチップは、
家族の絆ニヤン。



マイクロチップがあれば、
安心ワン。



<お問い合わせ 山梨県福祉保健部衛生薬務課 電話 055-223-1488>

○指定登録機関への情報登録等の手続き

登録や変更登録などの手続きが必要な方は、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」制度のウェブサイトから申請や届出を行ってください。

登録はこちらから

登録サイト URL <https://reg.mc.env.go.jp/>

環境大臣指定登録機関 公益社団法人日本獣医師会

電話番号 03-6384-5320

※民間事業者が実施している登録制度（AIPO等）とは異なります。



オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。
(重要)狂犬病予防法に基づく犬への狂犬病の予防注射やお知らせハガキに関するお問い合わせが増えています。
コールセンターでは回答できませんので、お住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

犬や猫の飼い主の方
ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方
第一種・第二種動物取扱業の方

○指定登録機関マイクロチップ手数料（令和6年4月1日改正）

	登録・変更登録手数料	登録証明書再交付手数料
オンライン申請	400円	300円
用紙による申請	1,400円	1,300円

○指定登録機関に必要な手続き一覧

- ・マイクロチップ情報の登録
- ・所有者の変更登録
- ・登録事項の変更 ※
- ・登録証明書の再交付
- ・死亡の届出 ※

※飼い主に変更がない場合で住所や氏名、電話番号等が変更になった場合や、飼っている犬猫が死亡した場合は届出が必要です（手数料なし）。